

# 中用金當座帳 (下)

羽出浦庄屋古文書

贊助会員 安部 弥右衛門

一 捨れ役三分五重 九重郎

一 内四拾目 六月十二日 入済

文藏

一、三拾役四分八重 組 藏  
一、三拾役四分九重 文太郎  
一、二十日入済

一、三拾役四分八重 鳥 八  
一、二十日入済

一、三拾役四分七重 和曾  
一、二十日入済

一、三拾役四分八重 直次  
一、二十日入済

一、三拾役四分八重 直次  
一、二十日入済

江戸時代、漁村の部落民の生計を守るために、村役人はこんな仕事をしていた。  
次の帳面は、寒暖表紙がないが、その帳面の末尾に書かれてある題書きと、一応標題として掲げた。この帳簿は嘉永六年の年末に調製、翌年の嘉永七年（甲寅）より使用したようである。

(第一枚目 表)	
壬申五月廿九日入済	嘉永六年
一、九役六分七重 吉十郎	五月廿九日入済
一、九役六分七重 音五郎	六月二日入済
一、三十四役七分 三日二入済	六月二日入済
一、九役六分三重 基 藏	六月二日入済
一、廿五役六分三重 入済	六月二日入済
一、廿五役六分三重 長 八	六月二日入済
一、九役九分八重 済	六月二日入済
一、九役九分八重 宮 藏	六月二日入済

(第四枚目 最後に)

(参考)

資料提供の安部老の解釈をお伺い申し左い。  
(編集者)

(以下署)

(注) 古のよう文記録が三枚半(セーページ)九十九人のことが書かれているが、次のようまと記がはつきりしない。

(1) 嘉永六年十二月改としているが、第一行目最初が「壬申」では「乙未」と書いてある。手車というと十八年後の明治五年と違うことになる。

(2) 九役六分とか三十四役七分とかは、それ借受けていた米穀の代銀を浜運上のいすれであろうか。

(3) 入済などといふのは、納銀する意で、後から書き入れをもつてある。

(第一枚目 裏)

一、三拾役四分九重 文太郎  
一、二十日入済

一、三拾役四分八重 直次  
一、二十日入済

一、三拾役四分八重 直次  
一、二十日入済

一、三拾役四分八重 直次  
一、二十日入済

総メ 二ノ八百六拾九役  
内 戸メ三百三十三役  
古 貸方へ払込分  
残リ五百三十六役六分八重  
内 三百役七今 文太郎外し  
支 案目 同人かし  
直次百千五役九分八重  
合計カリ

各人別の記帳の所々に  
「船宿より入り」、「辰蔵より入り」、「辰吉より入り」などと  
記載してあるところは、  
本人に代つてこれらの人々が支払つたことを示して  
いるのであるまいか。

次の帳簿も銀の貸渡帳のようである。

銀 嘉永  
貸 渡

三月十一

点線以下表紙破れて不明であるが、年号は嘉永七年と推定する。

(第一枚目表)

寅 覚

寅三月

一金 拾四両

此銀

八百九拾六両  
内 大分 諸用の節  
入用 酒代 払

威り八百九拾目  
右貸渡 左の通

尤速済之節は入用六  
分之分銀高にわり取

立候事

右之内 金拾両 伴五郎<sup>ノ</sup>借用  
金四両 德助<sup>ノ</sup>借用

(第一枚目表裏)

(以下二枚目表裏、三枚目表まで  
三十六人が、前掲のよう<sup>ノ</sup>に拾四両  
あちこち借用している。合せて  
五十四人が借り受けている。それ  
は上掲の通り伴五郎と徳助の  
兩人から合せて拾四両を借り(一部  
落)<sup>ノ</sup>が借りて、若干の利をとつて  
皆貸す、銀行のような形である)

(第一枚目表裏)

一拾式外 ○ 利兵衛  
一拾式外 ○ 金治郎  
一拾六外 ○ 武吉  
一拾六外 ○ 皆吉  
一拾六外 ○ 無吉

○ 米 及 同年十二月尺數量五拾石を、  
○ 同 嘉永七年十一月五拾五石式斗を、  
○ 同 同じく安政二年十一月に米四拾六石八斗を拝借し、  
翌年二月、四月、六月、八月の四回に分割代銀

○ 同 嘉永六年三月に数量拾石を、  
翌年五月受取済

その請書をそのまま都度差出して  
いる。それで右記載の米麦  
は拝借したものと考えられる。  
さて、慶応三年二月九日尺米の拝借願を出し、二月十  
日拝借の請書き出し大控書はあるが、それには双方共な  
せか麦の数量を書いてない。

さらば、嘉永七年十二月廿八日付で、村役人と網方と  
が連署して、銀老費目拝借を願い出て、いなければ、請  
書の控えが見当らぬ。許可されなかつたのであるまい  
か。

これらの方々から考えると、米も麦も村役人が佐伯藩府  
から借りて分配し、その代銀を村役人が取りまとめて、返  
済していったようである。

ちょうどその頃(嘉永・安政)日本の政情や世情はどう  
うであつたか。  
まず嘉永六年六月、ペリー提督の率いる米国艦隊四隻  
が、浦賀湾に入港投錨して幕府に修交を求め、七月には  
ロシヤ軍艦四隻が長崎に入港して修交をせり、更に安  
政元年閏七月には、英國東印度艦隊司令官スティーリン

古に記した米、麦、銀などの拝借願は、その頃羽出浦  
から藩方に對し度々提出し、時々は貸付許可に對する請  
書をも提出していることを思ひ起こして、羽出浦庄屋古  
文書を再度調査したところ、去る昭和四十七年三月の「  
佐伯史談」第八十一号に発表したようだ。

が、長崎に入港して修交し求まるなど、外國關係が多事となり、従つて日本國內の尊皇攘夷論と、開國論とは益々烈しく相反撲して、国内は騒然となり、内憂外患共に迫るの危機であつた。

したがつて、たとえ二万石の小藩とはいえ、佐伯藩も

その政情の國外にあることは許されなかつたであらう。

即ち、安政四年（一八五七）鶴屋城を修築し、文久三年（一八六三）女嶋沖洲に砲台を築き、ついで大砲を鋳造する、

義門が鋳造に失敗したが後に成功している。同年、西谷小路及び虚空蔵下の火薬製造所が爆発があつた。

このように藩の政治、經濟など、益々多事多端となつたが、この世情の中において、前にあげたよな米麦や銀子の借用、分配賃渡、集金、返上などの仕事は引へべき行われて、住民の生計困難を救つていたのである。その困難と苦勞とは、察するに余りある。

少し話はちがうが、羽出浦庄屋古文書によると（昭和四十七年七月佐伯史談第三号19ページ）嘉永六年十二月二日付で、佐伯藩庁に對して願書を出し、羽出浦と米水津村との境の山頂に近い「灰床」という台地を開拓し、土地を持つていよい四軒の農家を入植して、この人々は、大正の終りから昭和の初めまで、そこで農耕に從事し、そして相当な生活をしていだ。しかし交通不便の故に台地を去つて本村に転居し、今でもみな相應の資産を持つてゐる。

右の開拓願書を出した時の庄屋は、この重左衛門といふ人、地目付は友吉、頭百姓は諸古衛門といふ人々であるが、まだ構築年代のはつきりしていない。この辺りの猪垣も、このころ出来たものではあるまいか。そのようであれ考えられる。

この重左衛門という庄屋は、よほど衆望のおつた人のようで、さき祖父（文政三年生れ）はよく幼童の私に昔話をしてくれていたが、時々浦廻りしていた藩のお浦奉行が「枝御の庄屋にしておくには、惜しい人物だ」と風呂でいたといふ、そんな話をしていたのを覚えている。

その息子の重治郎も、長い間部落の惣代、伍長などの役を勤めていたからであろう、その家は今も「古役元」と呼ばれてゐる。

何れの里でも、江戸時代庄屋なども勤めていた跡目が家のことや、「古役元」とか「旧役宅」といひ称えてゐる。こんな家がその後何事もなければ、当時の記録、古文書など相当残されていて、村の歴史や文化財の研究に、絶好の資料となるが、不幸にも同家には後年繼嗣争いがあり、永年その家は無人同様になり、今は参考となるような資料及、全く見当らないようである。

現在その家を継いでいる方は、重左衛門の曾孫に當る安部重治氏、現在、日出地方事務所長をして日出に住んでおられ、郷里の留守宅には御母堂が独立併んでおられる。このような家に、古文書資料を見出すことができないことは、まことに残念なことである。

（未完）

### 会員 小野武夫氏急逝

—— 蒲江町史資料の蒐集を活かそう

元日の午後、私は蒲江の会員小野武夫氏の訃報に接した。直接奥さんから、ああ、私は蒲江の歴史の生き字引を失つた。  
昭和十三年の秋、町助役をされていたが、胸出血で倒れた。以来零ら自室で静養しつつ、以前から執念を傾けてやつていた郷土資料の蒐集を半身不随の身体で繼續するに至り、僅か右手足ととり、好き歴史書を漁て止まなかつた。そこで蒲江町は町助役を委嘱した。  
小野氏はこれまで十数冊の大手ノートに書きとめた。私も歴史編纂のことについて語りたが、小野氏の遺業をうけついで行きたい。（羽柴）